

平成31年3月29日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
(うち電気掃除機1件、電気衣類乾燥機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4件
(うち電気毛布(敷毛布)1件、充電器1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、エアコン(室外機)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201800247を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03-3507-9204(直通)

F A X：03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800247	平成30年7月16日	平成30年7月27日	電気掃除機	VC-JS5000	東芝ライフスタイル株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、モーターの巻線の不具合により、巻線間でレイヤショートが生じ発煙したものと推定される。	東京都	平成30年7月31日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800822	平成31年2月28日	平成31年3月27日	電気衣類乾燥機	7705	株式会社ツナシマ商事 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月22日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800818	平成31年2月14日	平成31年3月25日	電気毛布(敷毛布)	火災 死亡1名	病院で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	製造から20年以上経過した製品 平成31年3月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月12日
A201800819	平成31年2月11日	平成31年3月26日	充電器	火災	当該製品でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	平成31年2月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月18日
A201800820	平成30年7月2日	平成31年3月26日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	平成30年7月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月14日
A201800821	平成30年6月12日	平成31年3月26日	エアコン(室外機)	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	平成30年6月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月15日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

電気掃除機（管理番号:A201800247）



電気衣類乾燥機（管理番号:A201800822）

